

給付適正化業務における本会の取組み【新潟県国保連】

● 概要

本会で実施している取組み内容についての紹介と、ケアプラン点検支援モデル事業についての報告

● 実施状況

- (1) 新任担当者説明会の実施
- (2) 各種適正化帳票の点検支援
- (3) 保険者訪問支援
- (4) 適正化研修会の実施
- (5) ケアプランデータ連携システム説明会の開催
- (6) ケアプラン点検支援モデル事業の実施

● 効果

- ・(1)、(2)にて、保険者における縦覧点検、医療突合点検のサポートをしており、事前に本会が判別し、確認不要である帳票を取り除くことで、保険者・事業所の負担を軽減している。
- ・(3)にて、保険者ニーズの把握に努め、新たな支援策を検討している。
- ・(4)にて適正化帳票の効果的な活用方法を説明し、保険者による確認がスムーズに実施できるよう支援している。
- ・(5)について、国保中央会より講師を招いて説明会を開催し、事業所担当者に実機体験等をしてもらうことで、ケアプランデータ連携システムの普及促進に役立っている。
また、本会がサポートすることで、県内全体や複数保険者を対象とした場合の実施にもスムーズに対応できている。
- ・(6)については、以前より保険者からケアプラン点検に対する具体的な支援を求められており、今年度モデル事業として2保険者に対し実施したものの、専門的な知識が必要であるケアプラン点検について支援することで、専門職を雇用することができない保険者においても、スムーズにケアプラン点検を実施することができる。
次年度以降も同様のやり方で進めるかは検討中であるが、保険者・ご協力いただいたアドバイザーにも意見を伺い、本稼働に向けて準備を進めたい。

給付適正化業務における 本会の取組み

新潟県国民健康保険団体連合会
介護保険課 鈴木 剛洋



アジェンダ

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 本会の取組み | P2 |
| 2. ケアプラン点検支援のモデル事業について | |
| ・経緯 | P6 |
| ・概要 | P7 |
| ・業務フロー図 | P8 |
| ・取組内容 | P9 |
| ・実施してみて気づいた点 | P12 |
| ・今後に向けて | P13 |
| ・まとめ | P14 |

1. 本会の取組み

(1) 新任担当者説明会

(2) 各種適正化帳票

(3) 保険者訪問

(4) 適正化研修会

(5) ケアプランデータ連携システム説明会

(6) ケアプラン点検支援のモデル事業 ←New!

1. 本会の取組み

(1) 新任担当者説明会

→ 介護保険主管課の新任担当者に向けた介護業務に関する説明会

説明内容は以下のとおり

1. 受給者台帳の取扱い
2. 過誤調整の取扱い
3. 介護給付適正化業務の取扱い
(縦覧・医突)

(2) 各種適正化帳票

→ 各種帳票の点検や事業所への送付及び回答の登録

縦覧・医突帳票に関しては職員が目視で送付、未送付に分別し、過誤の対象になる可能性のあるものを送付している。

また、帳票自体が過誤申立書になるよう独自にカスタムしている。

1. 本会の取組み

(3) 保険者訪問

→ 実際に出力された適正化帳票の説明等

毎年、7～11月頃にかけて実施しており、おおよそ4、5保険者に訪問している。帳票の見方以外にも通常業務での困りごとなどを聞き取り、適正化業務を支援する。

(4) 適正化研修会

→ 新潟県と合同で年2回開催

毎年、7月、12月頃に1回ずつ内容を変えて開催している。

本会の枠では、主に適正化帳票について、過誤の対象になる可能性のあるものを事例別に説明している。

今年度はケアプランデータ連携システムの無料キャンペーンや説明会開催について周知した。

1. 本会の取組み

(5)ケアプランデータ連携システム

説明会

→毎年保険者と共同実施

国保中央会より講師を招き、セミナーや実機体験できる内容で開催している。

過去2年は新潟市と共同開催し、今年度は長岡市と共同開催、南魚沼市主催の説明会をサポートした。

(6)ケアプラン点検支援のモデル事業

→県内2保険者を対象に今年度より実施

詳細については次ページ以降を参照。

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○経緯

- ・ケアプラン点検は厚生労働省が決定した適正化主要3事業の1つであり、新潟県が策定した「第6期新潟県介護給付適正化事業計画」において、新潟県等と連携し保険者の取組みを支援するとされている。
- ・ケアプラン点検は専門性が高く、保険者にとっても課題が多い業務の一つであり、本会に対し新たな支援、具体的な支援が求められていることから、保険者におけるケアプラン点検業務に対する支援事業を立ち上げた。

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

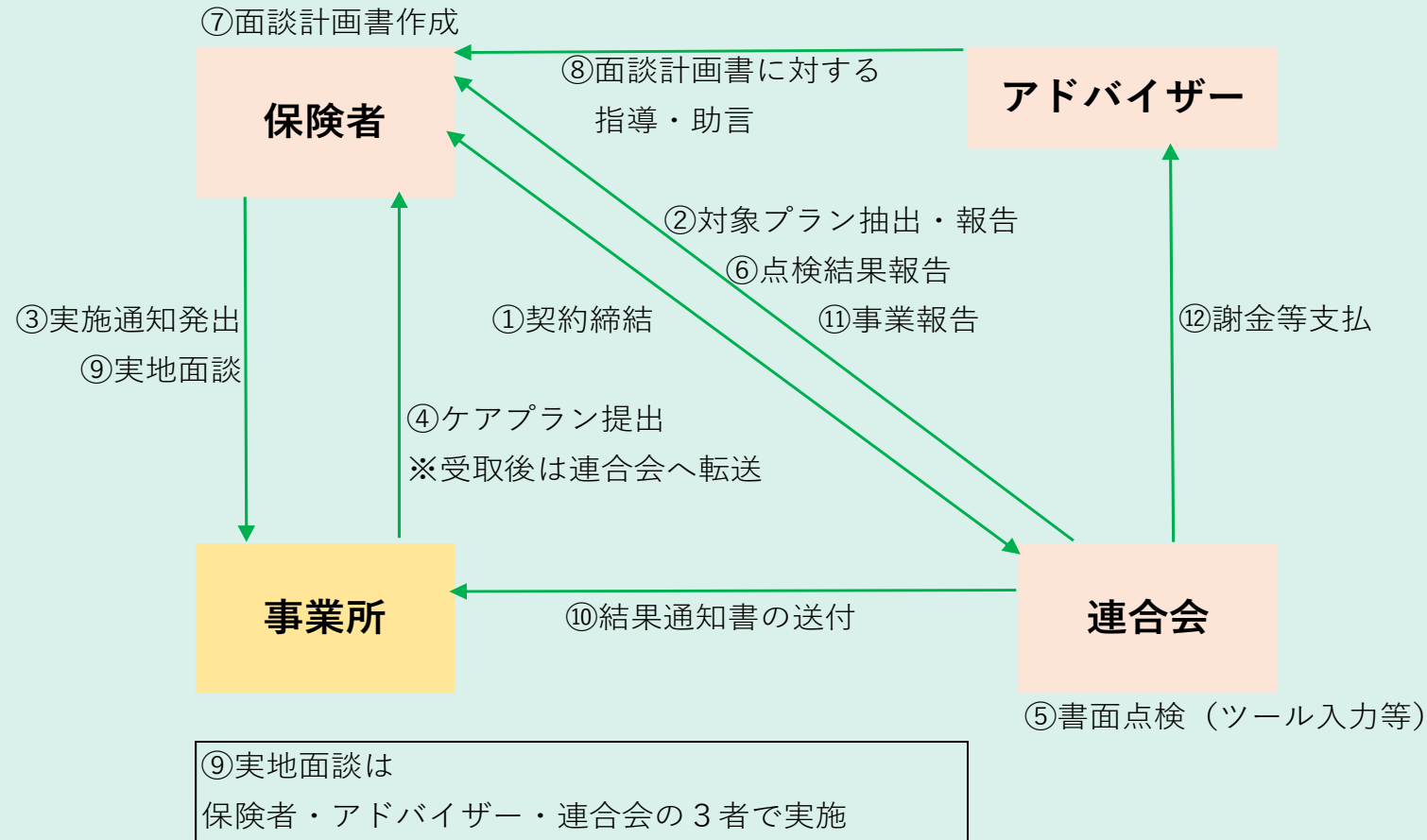
○概要

適正化システム及びケアプラン点検支援ツールの活用促進による保険者の作業負担軽減に加え、専門的知見による保険者担当者の心理的負荷の低減を目指し、以下の体制で事業を行う。

- (1) 適正化帳票を用いた点検対象候補の抽出
- (2) ケアプラン点検支援ツールを用いた書面点検
- (3) 専門的知見による助言を受けられる体制整備
(新潟県介護支援専門員協会の推薦によるアドバイザー委嘱)

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○業務フロー図



業務の流れ

- ①保険者と連合会で契約締結
- ②対象プラン抽出・報告
- ③実施通知発出
- ④ケアプラン提出
- ⑤書面点検（ツール入力等）
- ⑥点検結果報告
- ⑦面談計画書作成
- ⑧面談計画書に対する指導・助言
- ⑨実地面談
- ⑩結果通知書の送付
- ⑪事業報告
- ⑫謝金等支払

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○取組内容

依頼を受けた保険者と委託契約し、以下のとおり実施する。

(1) 対象プランの抽出 フロー図②

- ・適正化帳票より本会にて抽出し、リスト化する。(P11参照)
- ・抽出結果をもとに保険者との協議により、ケアプラン点検対象を特定する。

(2) 書面点検 フロー図⑤～⑦

- ・事業所から取り寄せた資料をもとに、本会にて厚生労働省が提供している「ケアプラン点検支援ツール」に入力する。
- ・ツールにて作成した点検結果をもとに、保険者にて実地面談における面談計画書（聞き取り項目）を作成する。

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○取組内容

(3) 実地面談 フロー図⑨

- ・ 実地面談前の面談計画書確認（三者）
- ・ 実地面談（三者）
- ・ 面談後の整理（保険者・本会）

(4) 結果通知書の作成 フロー図⑩

- ・ 点検事業所に対し、点検結果通知書を作成、事業所に送付する。

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○取組内容

国保連合会一保険者

様式2

保険者番号	保険者名

令和7年度ケアプラン点検支援モデル事業 点検対象リスト

	被保険者番号	被保険者名	要介護度	認定有効 開始年月日	認定有効 終了年月日	支援事業所		抽出理由	参考帳票
						事業所番号	事業所名		
1			要介護1	R6.6.1	R9.5.31			訪問看護、居宅療養管理料を算定しているが、認定情報より、本当に必要なサービスであるか、きちんとアセスメントが行われているか確認が必要と考えられる。	・認定調査状況とサービス不一致一覧表より ・認定情報 歩行1・移乗1・移動1・自立度J2・認知症1
2			要介護1	R6.12.1	R10.11.30			訪問介護における生活援助中心型サービスの回数が厚生労働省が定める回数を上回っており、利用者の自立支援・重度化防止の観点で適切なサービスが提供できていない場合がある。	・生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表より
3			要支援2	R4.6.1	R8.5.31			要支援2での「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」の貸与について、本当に必要なサービスであるか、きちんとアセスメントが行われているか確認が必要と考えられる。	・軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表（保険者）より
4			要介護2 要介護3	R6.4.1 R7.4.1	R7.3.31 R10.3.31 (R.7.6.6喪失)			短期入所の利用日数は、要介護認定有効期間の概ね半数を超えないようにサービスを計画する必要があるが、それを超えていることからきちんと計画されているか確認が必要と考えられる。 ※ただし、すでに資格喪失	・要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表より

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○実施してみて気づいた点

- ・対象プラン抽出時に使用する適正化帳票の絞り込みに保険者間で差がある。
→機械的に抽出しようとするると対象が固定化されやすい。
- ・事業所から提出されたアセスメントシートの様式が統一されていない。
→項目の記載順が統一されておらず、ツール入力に時間を要する。
- ・アセスメントシートが最新の課題管理項目を反映していないものが多い。
→サービス計画票等には記載があるが、アセスメントシートに記載がなく点数が低くなることが多い。

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○今後に向けて

- ・ 保険者に対する「点検支援ツール」の利用促進
- ・ 課題分析標準項目に沿ったアセスメントシートの利用促進
- ・ 適正化帳票を活用した効率的な活用方法の提案
- ・ 新潟県介護支援専門員協会との連携強化

2. ケアプラン点検支援のモデル事業について

○まとめ

(1) 点検項目の整理と統一

- ・点検項目が体系的に整理され、自治体間のばらつきを是正
→評価基準が明示され、実務に落とし込みやすくなる。

(2) 介護情報基盤・A I 活用等による点検の効率化

- ・点検支援ツールにA Iを導入し、ケアプランの妥当性や整合性を自動評価
→保険者業務の負担が軽減される。



地域全体でのケアマネジメントの質向上

- ・個々のケアプランだけでなく、地域全体の支援体制の質向上につなげる
→どこでもだれでも均質な支援を受けられ、安心して穏やかに暮らせる。